問題 0001 / 1

被相続人に配偶者と子がいる場合、相続人として最も適切な組合せはどれか。

ア．配偶者と子
イ．配偶者と被相続人の兄弟姉妹
ウ．子だけ
エ．配偶者と被相続人の父母だけ

答え・解説 正答：ア

ア：配偶者は常に相続人となり、子は第1順位の血族相続人である。
イ：子がいるため兄弟姉妹は相続人にならない。
ウ：配偶者も相続人となる。
エ：子が優先する。
総合解説：配偶者は常に相続人となり、子は第1順位の血族相続人である。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0002 / 1

被相続人に子がいない場合の血族相続人の順位として正しいものはどれか。

ア．第2順位は兄弟姉妹、第3順位は直系尊属
イ．第2順位は直系尊属、第3順位は兄弟姉妹
ウ．直系尊属と兄弟姉妹は常に同順位
エ．配偶者がいれば血族相続人は存在しない

答え・解説 正答：イ

ア：順位が逆。
イ：子が第1順位、直系尊属が第2順位、兄弟姉妹が第3順位。
ウ：順位が異なる。
エ：配偶者と血族相続人が共同相続する場合がある。
総合解説：子が第1順位、直系尊属が第2順位、兄弟姉妹が第3順位。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0003 / 1

相続人が配偶者と子2人である場合、各人の法定相続分として正しいものはどれか。

ア．配偶者1/3、子は各1/3
イ．配偶者2/3、子は各1/6
ウ．配偶者1/2、子は各1/4
エ．配偶者3/4、子は各1/8

答え・解説 正答：ウ

ア：配偶者と子の場合の配分ではない。
イ：配偶者と直系尊属の場合と混同。
ウ：配偶者が1/2、子全体で1/2を均等に分ける。
エ：配偶者と兄弟姉妹の場合と混同。
総合解説：配偶者が1/2、子全体で1/2を均等に分ける。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0004 / 1

被相続人に子がおらず、相続人が配偶者と父母2人である場合、法定相続分として正しいものはどれか。

ア．配偶者1/2、父母は各1/4
イ．配偶者3/4、父母は各1/8
ウ．配偶者1/3、父母は各1/3
エ．配偶者2/3、父母は各1/6

答え・解説 正答：エ

ア：子との共同相続と混同。
イ：兄弟姉妹との共同相続と混同。
ウ：法定割合と異なる。
エ：配偶者が2/3、直系尊属全体で1/3を均等に分ける。
総合解説：配偶者が2/3、直系尊属全体で1/3を均等に分ける。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0005 / 2

被相続人に子も直系尊属もおらず、相続人が配偶者と兄弟姉妹2人である。各人の法定相続分として正しいものはどれか。

ア．配偶者3/4、兄弟姉妹は各1/8
イ．配偶者1/2、兄弟姉妹は各1/4
ウ．配偶者2/3、兄弟姉妹は各1/6
エ．配偶者1/4、兄弟姉妹は各3/8

答え・解説 正答：ア

ア：配偶者が3/4、兄弟姉妹全体で1/4を均等に分ける。
イ：法定割合と異なる。
ウ：直系尊属との配分と混同。
エ：逆方向。
総合解説：配偶者が3/4、兄弟姉妹全体で1/4を均等に分ける。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0006 / 2

被相続人に子、直系尊属、兄弟姉妹がおらず、配偶者だけがいる場合の法定相続人として最も適切なものはどれか。

ア．国が必ず全財産を取得する。
イ．配偶者が単独で相続人となる。
ウ．甥姪が必ず相続人となる。
エ．配偶者は血族でないため相続できない。

答え・解説 正答：イ

ア：配偶者が相続人。
イ：他に血族相続人がいなければ配偶者のみ。
ウ：兄弟姉妹等がいない前提ではない。
エ：配偶者は常に相続人。
総合解説：他に血族相続人がいなければ配偶者のみ。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0007 / 2

配偶者が既に死亡しており、相続人が子3人だけの場合、各子の法定相続分はどれか。

ア．長男1/2、他の子各1/4
イ．各1/4
ウ．各1/3
エ．年長者が全て相続

答え・解説 正答：ウ

ア：現在の民法は長男優先ではない。
イ：合計が1にならない。
ウ：同順位の子が複数なら原則均等。
エ：そのような制度ではない。
総合解説：同順位の子が複数なら原則均等。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0008 / 2

兄弟姉妹が相続人となる場合、父母の一方だけを同じくする半血兄弟姉妹の法定相続分について最も適切なものはどれか。

ア．全血兄弟姉妹と常に同額
イ．全血兄弟姉妹の2倍
ウ．相続権自体がない
エ．父母の双方を同じくする兄弟姉妹の2分の1

答え・解説 正答：エ

ア：民法上差がある。
イ：逆。
ウ：相続権はある。
エ：民法上、半血兄弟姉妹の相続分は全血兄弟姉妹の2分の1。
総合解説：民法上、半血兄弟姉妹の相続分は全血兄弟姉妹の2分の1。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0009 / 2

相続開始時に胎児であり、その後生きて出生した子の相続について最も適切なものはどれか。

ア．相続については既に生まれたものとみなされ、相続人となり得る。
イ．出生前なので相続権は絶対にない。
ウ．配偶者がいれば胎児は相続できない。
エ．胎児は兄弟姉妹と同じ第3順位

答え・解説 正答：ア

ア：民法は相続に関して胎児を既に生まれたものとみなす。
イ：相続について特則がある。
ウ：子は第1順位。
エ：子として扱われる。
総合解説：民法は相続に関して胎児を既に生まれたものとみなす。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0010 / 2

民法上の法定相続分について最も適切な説明はどれか。

ア．遺産分割協議でも必ず法定相続分どおりでなければ無効
イ．相続人全員の合意があれば、必ずしも法定相続分どおりに遺産分割する必要はない。
ウ．遺言があっても法定相続分が常に最優先
エ．法定相続分は相続税計算には一切使われない

答え・解説 正答：イ

ア：全員合意で異なる分割が可能。
イ：法定相続分は分割協議が整わない場合等の基準であり、合意による分割は可能。
ウ：遺言が優先することがある。
エ：相続税総額計算でも用いる。
総合解説：法定相続分は分割協議が整わない場合等の基準であり、合意による分割は可能。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0011 / 3

被相続人Aには配偶者、母、弟がいるが子はいない。法定相続人として正しいものはどれか。

ア．配偶者と弟
イ．母と弟
ウ．配偶者と母
エ．配偶者・母・弟の全員

答え・解説 正答：ウ

ア：母がいるため弟は相続人にならない。
イ：配偶者も相続人。
ウ：配偶者と第2順位の直系尊属が相続人となり、弟は第3順位なので相続人にならない。
エ：順位により弟は除外。
総合解説：配偶者と第2順位の直系尊属が相続人となり、弟は第3順位なので相続人にならない。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0012 / 3

遺産総額9,000万円を法定相続分で分けると仮定し、相続人が配偶者と子2人の場合、子1人当たりの取得額はいくらか。

ア．4,500万円
イ．3,000万円
ウ．1,125万円
エ．2,250万円

答え・解説 正答：エ

ア：子全体の相続分。
イ：3人均等ではない。
ウ：さらに半分にしている。
エ：子全体で1/2＝4,500万円、2人で均等に2,250万円。
総合解説：子全体で1/2＝4,500万円、2人で均等に2,250万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0013 / 1

被相続人の子が相続開始前に死亡しており、その子に子（被相続人の孫）がいる場合の原則として最も適切なものはどれか。

ア．孫が子を代襲して相続人となる。

イ．孫は相続人になれない。

ウ．被相続人の兄弟姉妹が必ず優先する。

エ．配偶者が全財産を単独相続する。

答え・解説 正答：ア

ア：子が先に死亡していれば、その直系卑属が代襲相続する。

イ：代襲相続がある。

ウ：子の代襲者が第1順位を承継する。

エ：孫も相続人となる。

総合解説：子が先に死亡していれば、その直系卑属が代襲相続する。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0014 / 1

被相続人の子と孫がともに相続開始前に死亡し、ひ孫がいる場合の代襲相続について最も適切なものはどれか。

ア．代襲は孫の1代限りで終了する。

イ．要件を満たせば、ひ孫が再代襲して相続人となり得る。

ウ．ひ孫は必ず兄弟姉妹より後順位となる。

エ．再代襲は配偶者にだけ認められる。

答え・解説 正答：イ

ア：子の系統では再代襲がある。

イ：子の系統では直系卑属へ再代襲が認められる。

ウ：第1順位の系統を承継する。

エ：配偶者の制度ではない。

総合解説：子の系統では直系卑属へ再代襲が認められる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0015 / 1

被相続人の兄が相続開始前に死亡しており、その兄に子（被相続人の甥）がいる場合、兄弟姉妹が相続順位となるときの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．甥には一切相続権がない。

イ．甥の子まで無制限に再代襲する。

ウ．甥が兄を代襲して相続人となり得る。

エ．配偶者がいると甥は絶対に相続できない。

答え・解説 正答：ウ

ア：代襲相続がある。

イ：兄弟姉妹の代襲はその子まで。

ウ：兄弟姉妹の子まで代襲相続が認められる。

エ：配偶者と共同相続する場合がある。

総合解説：兄弟姉妹の子まで代襲相続が認められる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0016 / 2

被相続人の兄弟姉妹、その子である甥姪も相続開始前に死亡し、甥姪の子がいる場合の原則として最も適切なものはどれか。

ア．甥姪の子が必ず再代襲する。

イ．甥姪の子は直系卑属なので第1順位になる。

ウ．兄弟姉妹本人が生存しているものとみなす。

エ．甥姪の子には兄弟姉妹系統の再代襲は認められない。

答え・解説 正答：エ

ア：兄弟姉妹系統では再代襲しない。

イ：被相続人の直系卑属ではない。

ウ：そのような制度ではない。

エ：兄弟姉妹の代襲はその子まで。

総合解説：兄弟姉妹の代襲はその子まで。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0017 / 2

相続欠格について最も適切な説明はどれか。

ア．民法所定の欠格事由に該当すると、法律上当然に相続資格を失う。
イ．家庭裁判所の廃除審判がなければ絶対に効力が生じない。
ウ．被相続人が口頭で嫌いと言えば欠格になる。
エ．欠格者は遺留分だけ必ず受け取れる。

答え・解説 正答：ア

ア：相続欠格は一定の重大な非行をした者を当然に相続人から排除する制度。
イ：欠格は廃除と異なり当然に資格を失う。
ウ：法定の欠格事由が必要。
エ：相続資格を失う。
総合解説：相続欠格は一定の重大な非行をした者を当然に相続人から排除する制度。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0018 / 2

相続欠格となった子の子（被相続人の孫）の相続権について、最も適切な説明はどれか。

ア．親が欠格なら孫も当然に欠格となる。
イ．孫は要件を満たせば欠格者である親を代襲して相続人となる。
ウ．欠格があるとその系統全体が永久に相続できない。
エ．配偶者がいる場合に限り孫が代襲する。

答え・解説 正答：イ

ア：欠格は原則本人の事由。
イ：代襲原因には相続欠格も含まれる。
ウ：孫への代襲があり得る。
エ：配偶者の有無は代襲要件ではない。
総合解説：代襲原因には相続欠格も含まれる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0019 / 2

推定相続人の廃除について最も適切な説明はどれか。

ア．被相続人がメモに嫌いと書くだけで当然に成立する。

イ．兄弟姉妹だけを対象とする制度である。

ウ．遺留分を有する推定相続人に著しい非行等がある場合、被相続人の請求により家庭裁判所が相続権を失わせる制度である。

エ．相続開始後に債権者が自由に請求する制度である。

答え・解説 正答：ウ

ア：家庭裁判所の手続が必要。

イ：遺留分を有する推定相続人が対象。

ウ：廃除は被相続人の意思と家庭裁判所の判断を通じて行う。

エ：被相続人の請求等による制度。

総合解説：廃除は被相続人の意思と家庭裁判所の判断を通じて行う。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0020 / 2

被相続人が遺言で推定相続人の廃除の意思を示した場合の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．遺言に書くだけで家庭裁判所手続なしに即時確定する。

イ．遺言では廃除の意思を示すこと自体が禁止される。

ウ．公正証書遺言でなければ廃除を示せない。

エ．遺言執行者が家庭裁判所に廃除の請求を行うことができる。

答え・解説 正答：エ

ア：裁判所の手続が必要。

イ：遺言による廃除の意思表示が可能。

ウ：遺言方式を限定するルールではない。

エ：遺言による廃除意思も家庭裁判所手続を経る。

総合解説：遺言による廃除意思も家庭裁判所手続を経る。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0021 / 3

家庭裁判所の審判で子が廃除された後、その子に被相続人の孫がいるケースの相続関係として正しいものはどれか。

ア．孫は要件を満たせば廃除された親を代襲して相続人となる。

イ．孫も当然に廃除される。

ウ．孫は兄弟姉妹と同じ第3順位へ下がる。

エ．廃除された親の相続分は常に国庫へ帰属する。

答え・解説 正答：ア

ア：廃除も代襲原因となる。

イ：廃除の効果は本人に及ぶ。

ウ：子の系統を代襲する。

エ：代襲者がいれば承継し得る。

総合解説：廃除も代襲原因となる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0022 / 3

相続欠格と廃除の違いとして最も適切なものはどれか。

ア．どちらも本人が相続放棄を申し出る制度である。

イ．欠格は法定事由により当然に相続資格を失うのに対し、廃除は被相続人の意思に基づく家庭裁判所の手続を要する。

ウ．どちらも相続税上の2割加算制度である。

エ．欠格も廃除も代襲相続の原因にはならない。

答え・解説 正答：イ

ア：放棄とは別制度。

イ：両制度は成立原因と手続が異なる。

ウ：民法上の相続資格制度。

エ：いずれも代襲原因となり得る。

総合解説：両制度は成立原因と手続が異なる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0023 / 1

相続人が限定承認または相続放棄を検討する熟慮期間として、原則最も適切なものはどれか。

ア．死亡日から必ず10日以内
イ．相続開始から1年以内
ウ．自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内
エ．期間制限はない

答え・解説 正答：ウ

ア：短すぎる。
イ：原則3か月。
ウ：原則3か月以内に選択する。
エ：熟慮期間がある。
総合解説：原則3か月以内に選択する。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0024 / 1

被相続人の財産と債務を包括的に引き継ぐ「単純承認」の効果として正しいものはどれか。

ア．プラス財産だけ承継し債務は承継しない。
イ．債務だけ承継する。
ウ．家庭裁判所へ必ず単純承認申述書を出す。
エ．被相続人の権利義務を原則として無限に承継する。

答え・解説 正答：エ

ア：限定承認でもその表現は不正確。
イ：権利義務を包括承継。
ウ：通常、特別な申述は不要。
エ：プラス財産だけでなく債務も含めて承継する。
総合解説：プラス財産だけでなく債務も含めて承継する。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0025 / 2

遺産より債務が多いか不明な場合に検討される「限定承認」の内容として正しいものはどれか。

ア．相続によって得た財産の限度で被相続人の債務等を弁済することを留保して相続を承認する。
イ．債務を一切承継せずプラス財産だけ取得する。
ウ．相続人のうち1人だけで自由に行えば他の相続人も拘束される。
エ．限定承認すると相続人でなかったことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：財産・債務が不明な場合などに利用される制度。
イ：相続財産の範囲で弁済する。
ウ：共同相続では全員共同が原則。
エ：それは相続放棄の効果。
総合解説：財産・債務が不明な場合などに利用される制度。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0026 / 2

共同相続人が3人いる場合に限定承認をする方法として、原則最も適切なものはどれか。

ア．1人だけが単独で他の2人に無断で行う。
イ．共同相続人全員で共同して行う。
ウ．配偶者だけが単独で行えば足りる。
エ．債権者の全員一致が必要。

答え・解説 正答：イ

ア：全員共同が必要。
イ：限定承認は共同相続人全員が共同して行う。
ウ：配偶者特例はない。
エ：相続人側の制度。
総合解説：限定承認は共同相続人全員が共同して行う。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0027 / 2

相続放棄の効果として最も適切なものはどれか。

ア．プラス財産だけ受け取ることができる。
イ．法定相続分が半分になるだけ。
ウ．その相続について初めから相続人でなかったものとみなされる。
エ．放棄しても相続税基礎控除の法定相続人数から必ず除外される。

答え・解説 正答：ウ

ア：放棄すれば原則財産も債務も承継しない。
イ：相続人でなかったものとみなされる。
ウ：放棄者は当該相続から離脱する。
エ：相続税計算上は放棄がなかったものとして人数を数える。
総合解説：放棄者は当該相続から離脱する。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0028 / 2

被相続人に配偶者、子1人、母がいる。子が相続放棄した場合の民法上の相続人として原則最も適切なものはどれか。

ア．配偶者と子
イ．子の子が当然に代襲相続する。
ウ．母だけ
エ．配偶者と母

答え・解説 正答：エ

ア：放棄した子は相続人ではない。
イ：相続放棄は代襲原因ではない。
ウ：配偶者も相続人。
エ：放棄した子は初めから相続人でなかったものとされ、次順位の直系尊属が相続人となる。
総合解説：放棄した子は初めから相続人でなかったものとされ、次順位の直系尊属が相続人となる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0029 / 3

相続人が熟慮期間中に相続財産の一部を自己のために処分した場合の扱いとして、原則最も適切なものはどれか。

ア．法定単純承認となる場合がある。

イ．必ず相続放棄したものとみなされる。

ウ．限定承認をしたものと自動的にみなされる。

エ．相続法上何の影響もない。

答え・解説 正答：ア

ア：相続財産の処分等は単純承認とみなされる事由となり得る。

イ：逆。

ウ：逆。

エ：法定単純承認の問題となる。

総合解説：相続財産の処分等は単純承認とみなされる事由となり得る。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0030 / 3

相続財産や債務の調査に時間を要し、3か月以内に承認・放棄を判断できない場合の対応として最も適切なものはどれか。

ア．自動的に1年間延長される。

イ．家庭裁判所に熟慮期間の伸長を申し立てることができる。

ウ．税務署へ相続放棄届を出せば延長される。

エ．判断できなくても3か月経過後に何度でも自由に放棄できる。

答え・解説 正答：イ

ア：自動延長ではない。

イ：事情により家庭裁判所が期間を伸長できる。

ウ：家庭裁判所の手続。

エ：原則熟慮期間の制限がある。

総合解説：事情により家庭裁判所が期間を伸長できる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0031 / 1

民法上の普通方式の遺言の種類として正しい組合せはどれか。

ア．自筆証書遺言・口頭遺言・録音遺言
イ．公正証書遺言・電子メール遺言・動画遺言
ウ．自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言
エ．秘密証書遺言・家族会議遺言・日記遺言

答え・解説 正答：ウ

ア：口頭・録音だけでは通常の遺言方式にならない。
イ：電子メールや動画だけでは法定方式を満たさない。
ウ：普通方式の遺言は3種類。
エ：法定方式は3種類。
総合解説：普通方式の遺言は3種類。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0032 / 1

民法上、遺言をすることができる年齢として最も適切なものはどれか。

ア．満18歳に達した者だけ
イ．満20歳に達した者だけ
ウ．年齢制限は一切ない
エ．満15歳に達した者

答え・解説 正答：エ

ア：成年年齢とは別。
イ：旧成年年齢とも異なる。
ウ：民法上15歳の基準がある。
エ：遺言能力は満15歳から認められる。
総合解説：遺言能力は満15歳から認められる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0033 / 1

自筆証書遺言の本文について、原則最も適切な説明はどれか。

ア．遺言者が遺言書の全文、日付および氏名を自書し、押印する。

イ．本文を第三者がすべてパソコン入力しても署名だけ自筆なら常に有効

ウ．日付は不要である。

エ．氏名は印字だけでよく署名は不要

答え・解説 正答：ア

ア：自筆証書遺言の基本的な方式要件。

イ：本文は原則自書が必要。

ウ：日付も方式要件。

エ：氏名の自書が必要。

総合解説：自筆証書遺言の基本的な方式要件。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0034 / 1

自筆証書遺言に添付する財産目録について、最も適切な説明はどれか。

ア．財産目録も必ず全文を手書きしなければならない。

イ．財産目録はパソコン作成や通帳コピー等でもよいが、自書でない各ページに遺言者の署名・押印が必要となる。

ウ．財産目録をパソコン作成した場合は署名・押印も不要。

エ．財産目録の添付は法律上禁止される。

答え・解説 正答：イ

ア：財産目録は自書不要。

イ：2019年から財産目録部分は自書不要とされた。

ウ：各ページに署名押印が必要。

エ：添付可能。

総合解説：2019年から財産目録部分は自書不要とされた。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0035 / 2

自筆証書遺言の作成時の証人について、最も適切なものはどれか。

ア．必ず2人以上必要
イ．必ず相続人全員の立会いが必要
ウ．原則として証人は必要ない。
エ．公証人1人の立会いが必須

答え・解説 正答：ウ

ア：公正証書遺言等と混同。
イ：不要。
ウ：自筆証書遺言は遺言者自身で作成できる。
エ：公正証書遺言と異なる。
総合解説：自筆証書遺言は遺言者自身で作成できる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0036 / 2

公正証書遺言の作成方法として最も適切なものはどれか。

ア．遺言者が全文を必ず自書する。
イ．証人は一切不要である。
ウ．法務局職員が裁判官として作成する。
エ．原則として証人2人以上の立会いのもと、公証人が法定方式に従って作成する。

答え・解説 正答：エ

ア：公正証書遺言は本文の自書不要。
イ：原則2人以上。
ウ：公証人が作成。
エ：公証人が関与し、証人2人以上が必要。
総合解説：公証人が関与し、証人2人以上が必要。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0037 / 2

公正証書遺言について、遺言者死亡後の家庭裁判所の検認として最も適切なものはどれか。

ア．検認は不要である。
イ．必ず検認が必要
ウ．相続人が1人なら必要
エ．不動産がある場合だけ必要

答え・解説 正答：ア

ア：公正証書遺言は公証人が作成・保管するため検認不要。
イ：公正証書遺言は不要。
ウ：人数で変わらない。
エ：財産種類で変わらない。
総合解説：公正証書遺言は公証人が作成・保管するため検認不要。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0038 / 2

法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用して保管されていた遺言書について、相続開始後の検認として最も適切なものはどれか。

ア．自筆証書なので必ず検認が必要
イ．家庭裁判所の検認は不要である。
ウ．公証人の再認証が必要
エ．相続税の申告後でなければ検認できない

答え・解説 正答：イ

ア：保管制度利用時は不要。
イ：法務局保管制度を利用した自筆証書遺言は検認不要。
ウ：不要。
エ：そもそも検認不要。
総合解説：法務局保管制度を利用した自筆証書遺言は検認不要。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0039 / 2

法務局保管制度を利用していない自筆証書遺言が自宅で発見された場合の原則的な対応として最も適切なものはどれか。

ア．相続人がその場で開封・廃棄してよい。
イ．必ず無効となる。
ウ．家庭裁判所の検認手続を経る。
エ．公正証書遺言へ自動変換される。

答え・解説 正答：ウ

ア：適切でない。
イ：自宅保管でも方式を満たせば有効になり得る。
ウ：通常の自筆証書遺言は原則検認が必要。
エ：そのような制度はない。
総合解説：通常の自筆証書遺言は原則検認が必要。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0040 / 2

秘密証書遺言の特徴として最も適切なものはどれか。

ア．内容を公証人が全文作成する方式だけをいう。
イ．遺言書そのものを作成せず口頭だけで成立する。
ウ．証人も公証人も一切関与しない。
エ．遺言内容を秘密にしたまま、その遺言書の存在を公証人と証人に証明してもらう方式である。

答え・解説 正答：エ

ア：それは公正証書遺言。
イ：書面が必要。
ウ：関与が必要。
エ：内容の秘密保持と存在の公証が特徴。
総合解説：内容の秘密保持と存在の公証が特徴。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0041 / 2

遺言の撤回について、最も適切な説明はどれか。

ア．遺言者はいつでも遺言の全部または一部を撤回することができる。
イ．一度作成した遺言は絶対に撤回できない。
ウ．相続人全員の同意がなければ撤回できない。
エ．公正証書遺言だけは撤回できない。

答え・解説 正答：ア

ア：遺言者の最終意思を尊重するため撤回自由。
イ：撤回可能。
ウ：遺言者自身が撤回できる。
エ：方式にかかわらず撤回可能。
総合解説：遺言者の最終意思を尊重するため撤回自由。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0042 / 3

前の遺言と後の遺言の内容が抵触する場合の扱いとして、最も適切なものはどれか。

ア．必ず前の遺言が優先する。
イ．抵触する部分について、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされる。
ウ．2つとも当然に全部無効となる。
エ．作成形式が自筆か公正かだけで優先順位が決まる。

答え・解説 正答：イ

ア：後の意思が優先。
イ：遺言者の後の意思が優先する。
ウ：抵触部分が問題。
エ：原則作成時期と抵触関係で判断。
総合解説：遺言者の後の意思が優先する。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0043 / 3

夫婦が1枚の書面に共同で遺言を記載することについて、最も適切な説明はどれか。

ア．夫婦であれば共同遺言が必ず有効
イ．親子なら共同遺言だけが認められる。
ウ．2人以上の者が同一の証書で遺言する共同遺言は認められない。
エ．相続人全員の署名があれば共同遺言になる。

答え・解説 正答：ウ

ア：共同遺言は禁止。
イ：認められない。
ウ：遺言は各人が独立して行う。
エ：遺言者個人の行為。
総合解説：遺言は各人が独立して行う。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0044 / 3

遺言内容の確実性を重視し、家庭裁判所の検認も避けたい人の選択肢として一般に最も適切なものはどれか。

ア．口頭だけで家族へ伝える。
イ．署名のないパソコン文書を自宅に置く。
ウ．日付のない手書きメモだけを残す。
エ．公正証書遺言を利用する。

答え・解説 正答：エ

ア：法定方式を満たさない。
イ：自筆証書遺言の方式を満たさない。
ウ：方式不備となる。
エ：公証人が関与し、検認不要で原本も公証役場等で管理される。
総合解説：公証人が関与し、検認不要で原本も公証役場等で管理される。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0045 / 1

遺留分が認められる相続人として最も適切なものはどれか。

ア．兄弟姉妹以外の法定相続人
イ．兄弟姉妹だけ
ウ．すべての親族
エ．受遺者なら誰でも

答え・解説 正答：ア

ア：配偶者、子等、直系尊属には遺留分があるが、兄弟姉妹にはない。
イ：逆。
ウ：法定相続人でも兄弟姉妹は除外。
エ：遺留分権利者は法定相続人のうち一定の者。
総合解説：配偶者、子等、直系尊属には遺留分があるが、兄弟姉妹にはない。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0046 / 1

法定相続人が被相続人の父母など直系尊属だけの場合、遺産全体に対する総体的遺留分の割合として最も適切なものはどれか。

ア．2分の1
イ．3分の1
ウ．4分の1
エ．遺留分はない

答え・解説 正答：イ

ア：その他の場合の原則。
イ：直系尊属のみが相続人の場合の総体的遺留分は3分の1。
ウ：該当しない。
エ：直系尊属には遺留分がある。
総合解説：直系尊属のみが相続人の場合の総体的遺留分は3分の1。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0047 / 1

配偶者や子が相続人に含まれる場合の総体的遺留分として、原則最も適切な割合はどれか。

ア．3分の1
イ．4分の3
ウ．2分の1
エ．遺留分は常に0

答え・解説 正答：ウ

ア：直系尊属のみの場合。
イ：法定相続分と混同。
ウ：直系尊属だけの場合を除き総体的遺留分は2分の1。
エ：誤り。
総合解説：直系尊属だけの場合を除き総体的遺留分は2分の1。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0048 / 2

相続人が配偶者と子2人である場合、子1人の個別的遺留分は遺産全体のどれだけか。

ア．4分の1
イ．2分の1
ウ．16分の1
エ．8分の1

答え・解説 正答：エ

ア：法定相続分そのもの。
イ：総体的遺留分。
ウ：さらに半分にしている。
エ：総体的遺留分1/2×子1人の法定相続分1/4＝1/8。
総合解説：総体的遺留分1/2×子1人の法定相続分1/4＝1/8。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0049 / 2

被相続人に配偶者と兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹の遺留分について最も適切なものはどれか。

ア．兄弟姉妹には遺留分はない。
イ．法定相続分と同じ4分の1が遺留分となる。
ウ．法定相続分の2分の1が必ず遺留分となる。
エ．配偶者がいる場合だけ兄弟姉妹に遺留分が生じる。

答え・解説 正答：ア

ア：兄弟姉妹は遺留分権利者から除かれる。
イ：法定相続分と遺留分は別。
ウ：兄弟姉妹にはない。
エ：生じない。
総合解説：兄弟姉妹は遺留分権利者から除かれる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0050 / 2

遺留分を侵害する遺贈等があった場合、現在の民法上の遺留分侵害額請求の効果として最も適切なものはどれか。

ア．遺贈された不動産の持分が当然に共有へ戻る。
イ．侵害額に相当する金銭の支払を請求する。
ウ．遺言全体が当然に無効となる。
エ．相続税が自動的に免除される。

答え・解説 正答：イ

ア：原則金銭請求。
イ：現在は原則として金銭債権が生じる。
ウ：遺言自体を当然無効にしない。
エ：税務上の制度ではない。
総合解説：現在は原則として金銭債権が生じる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0051 / 2

遺留分侵害額請求権の期間制限として、遺留分権利者が相続開始と侵害する贈与・遺贈を知った場合、原則いつまでに行使する必要があるか。

ア．知った時から3か月以内
イ．知った時から5年以内
ウ．知った時から1年以内
エ．期間制限はない

答え・解説 正答：ウ

ア：相続放棄と混同。
イ：期間が異なる。
ウ：主観的起算点から1年で時効消滅する。
エ：1年の制限がある。
総合解説：主観的起算点から1年で時効消滅する。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0052 / 2

相続開始や侵害を知らない場合でも、遺留分侵害額請求権が行使できなくなる客観的な期間として原則最も適切なものはどれか。

ア．相続開始から1年
イ．相続開始から20年
ウ．永久に行使できる
エ．相続開始から10年

答え・解説 正答：エ

ア：知った時からの期間と混同。
イ：現行期間と異なる。
ウ：客観的期間制限がある。
エ：相続開始から10年を経過すると権利は消滅する。
総合解説：相続開始から10年を経過すると権利は消滅する。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0053 / 3

被相続人の生前に推定相続人が遺留分を放棄する場合の原則として、最も適切なものはどれか。

ア．家庭裁判所の許可を得る必要がある。
イ．本人の口頭宣言だけで必ず有効
ウ．被相続人の同意だけで成立
エ．生前の遺留分放棄は一切認められない

答え・解説 正答：ア

ア：相続開始前の遺留分放棄は家庭裁判所の許可が必要。
イ：許可が必要。
ウ：家庭裁判所の許可が必要。
エ：許可を得れば可能。
総合解説：相続開始前の遺留分放棄は家庭裁判所の許可が必要。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0054 / 3

相続人が配偶者と子1人で、被相続人が全財産を第三者へ遺贈する遺言を残した場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．遺言があれば遺留分制度は一切適用されない。
イ．配偶者と子は、それぞれの遺留分を侵害された範囲で金銭請求を検討できる。
ウ．第三者への遺贈は法律上常に無効である。
エ．子だけに遺留分があり配偶者にはない。

答え・解説 正答：イ

ア：遺言によっても遺留分侵害が問題となる。
イ：配偶者と子には遺留分があり、侵害額請求の対象となり得る。
ウ：遺贈自体は可能。
エ：配偶者にもある。
総合解説：配偶者と子には遺留分があり、侵害額請求の対象となり得る。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0055 / 1

遺産分割協議について最も適切な説明はどれか。

ア．多数決で過半数が賛成すれば成立する。
イ．配偶者だけで他の相続人を拘束できる。
ウ．共同相続人全員の合意により遺産の具体的な分け方を決める。
エ．税務署長が分け方を決める。

答え・解説 正答：ウ

ア：全員合意が必要。
イ：できない。
ウ：遺産分割協議は共同相続人全員の参加・合意が基本。
エ：私法上の協議。
総合解説：遺産分割協議は共同相続人全員の参加・合意が基本。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0056 / 1

相続人全員が合意している場合、遺産分割で法定相続分と異なる割合で分けることについて最も適切なものはどれか。

ア．法律上絶対に禁止される。
イ．裁判所の許可が必ず必要。
ウ．相続税が発生する場合だけ禁止される。
エ．原則として可能である。

答え・解説 正答：エ

ア：全員合意なら可能。
イ：協議成立なら通常不要。
ウ：税の有無で禁止されない。
エ：法定相続分は合意分割を拘束する絶対的割合ではない。
総合解説：法定相続分は合意分割を拘束する絶対的割合ではない。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0057 / 2

相続人間で遺産分割協議がまとまらない場合の対応として最も適切なものはどれか。

ア．家庭裁判所の遺産分割調停・審判を利用できる。

イ．税務署が強制的に分割する。

ウ．遺産は自動的に国へ帰属する。

エ．最年長の相続人が単独で決める。

答え・解説 正答：ア

ア：協議不成立時には家庭裁判所の手続がある。

イ：税務署の役割ではない。

ウ：共同相続状態が続く等。

エ：そのような権限はない。

総合解説：協議不成立時には家庭裁判所の手続がある。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0058 / 2

配偶者居住権の目的として最も適切なものはどれか。

ア．兄弟姉妹に必ず自宅所有権を与える制度

イ．被相続人所有の建物に居住していた配偶者が、相続開始後も一定の要件で無償居住を継続できるようにする。

ウ．住宅ローンを国が全額免除する制度

エ．建物の固定資産税を永久非課税にする制度

答え・解説 正答：イ

ア：配偶者保護制度。

イ：配偶者の居住と生活の安定を保護する制度。

ウ：債務免除制度ではない。

エ：税制ではない。

総合解説：配偶者の居住と生活の安定を保護する制度。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0059 / 2

配偶者居住権を取得する方法として最も適切なものはどれか。

ア．配偶者であればどの建物にも当然に終身の権利が発生する。
イ．税務署への届出だけで取得する。
ウ．遺産分割、遺贈等により取得することができる。
エ．婚姻届を出した時点で将来の全建物に設定される。

答え・解説 正答：ウ

ア：一定要件と取得原因が必要。
イ：民法上の権利。
ウ：遺言や相続人間の話合い等で取得できる。
エ：相続時の制度。
総合解説：遺言や相続人間の話合い等で取得できる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0060 / 2

配偶者居住権について最も適切な説明はどれか。

ア．自由に売買して第三者へ移転できる。
イ．株式と同様に取引所で売買できる。
ウ．相続税評価があるため必ず譲渡可能である。
エ．配偶者居住権を第三者へ譲渡することはできない。

答え・解説 正答：エ

ア：譲渡不可。
イ：できない。
ウ：評価と譲渡可能性は別。
エ：配偶者本人の居住保護を目的とした権利で譲渡不可。
総合解説：配偶者本人の居住保護を目的とした権利で譲渡不可。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0061 / 3

配偶者居住権を利用した遺産分割の特徴として最も適切なものはどれか。

ア．自宅の所有権と居住する権利を分け、配偶者が居住権を取得しつつ他の相続人が所有権を取得することが可能となる。

イ．居住権を取得すると配偶者が必ず建物所有権も100%取得する。

ウ．居住権を設定すると建物所有者が存在しなくなる。

エ．居住権は土地所有権だけを意味する。

答え・解説 正答：ア

ア：所有権より低い価額で居住を確保し、他の財産取得余地を残せる場合がある。

イ：権利を分離できる。

ウ：所有権は別に存在。

エ：建物居住権。

総合解説：所有権より低い価額で居住を確保し、他の財産取得余地を残せる場合がある。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0062 / 3

被相続人所有の建物に無償で住んでいた配偶者について、配偶者短期居住権の説明として最も適切なものはどれか。

ア．必ず終身の権利となる。

イ．一定の要件の下で、遺産分割が終わるまで等の一定期間、無償で居住を続ける権利が認められる。

ウ．第三者へ自由に譲渡できる。

エ．登記しなければ制度そのものが発生しない。

答え・解説 正答：イ

ア：短期居住権は一定期間の保護。

イ：長期の配偶者居住権とは別に短期的保護制度がある。

ウ：譲渡できない。

エ：配偶者短期居住権は登記できない。

総合解説：長期の配偶者居住権とは別に短期的保護制度がある。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0063 / 1

相続税の遺産に係る基礎控除額の算式として正しいものはどれか。

ア．5,000万円＋1,000万円×法定相続人
イ．3,000万円＋300万円×法定相続人
ウ．3,000万円＋600万円×法定相続人の数
エ．600万円×法定相続人だけ

答え・解説 正答：ウ

ア：旧制度。
イ：係数が異なる。
ウ：現行の基礎控除算式。
エ：定額3,000万円も加える。
総合解説：現行の基礎控除算式。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0064 / 1

法定相続人が配偶者と子2人の合計3人の場合、相続税の基礎控除額はいくらか。

ア．3,600万円
イ．4,200万円
ウ．6,000万円
エ．4,800万円

答え・解説 正答：エ

ア：法定相続人1人で計算。
イ：2人で計算。
ウ：旧制度等と混同。
エ：3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円。
総合解説：3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0065 / 1

法定相続人3人のうち1人が相続放棄した場合、相続税の基礎控除を計算する法定相続人の数として原則最も適切なものはどれか。

ア．3人
イ．2人
ウ．1人
エ．0人

答え・解説 正答：ア

ア：相続税上は放棄がなかったものとして法定相続人数を数える。
イ：民法上の放棄効果と税法上人数計算を混同。
ウ：誤り。
エ：誤り。
総合解説：相続税上は放棄がなかったものとして法定相続人数を数える。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0066 / 1

被相続人に実子2人と養子2人がいる場合、相続税の基礎控除等で法定相続人の数に算入できる養子の数として原則最も適切なものはどれか。

ア．0人
イ．1人まで
ウ．2人全員
エ．3人まで

答え・解説 正答：イ

ア：1人まで算入可能。
イ：実子がいる場合、養子は1人まで算入。
ウ：税法上の人数制限がある。
エ：上限を超える。
総合解説：実子がいる場合、養子は1人まで算入。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0067 / 2

被相続人に実子がおらず養子3人がいる場合、相続税の法定相続人数に算入できる養子の数として原則最も適切なものはどれか。

ア．1人まで
イ．3人全員
ウ．2人まで
エ．0人

答え・解説 正答：ウ

ア：実子がいる場合の上限。
イ：税法上制限がある。
ウ：実子がいない場合は養子2人まで。
エ：誤り。
総合解説：実子がいない場合は養子2人まで。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0068 / 2

法定相続人が4人で、相続人が受け取った死亡保険金の非課税限度額はいくらか。

ア．500万円
イ．1,000万円
ウ．4,000万円
エ．2,000万円

答え・解説 正答：エ

ア：1人分のみ。
イ：2人分。
ウ：1人1,000万円と誤認。
エ：500万円×4人＝2,000万円。
総合解説：500万円×4人＝2,000万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0069 / 2

被相続人が保険料を負担した死亡保険金を、相続人ではない友人が受け取った場合の生命保険金非課税枠について最も適切なものはどれか。

ア．相続人以外の受取人には500万円×法定相続人の非課税制度は適用されない。

イ．友人にも必ず同じ非課税枠が適用される。

ウ．友人が受け取れば相続税は絶対に課税されない。

エ．友人は自動的に法定相続人になる。

答え・解説 正答：ア

ア：死亡保険金の非課税限度額は相続人が取得した場合に適用。

イ：相続人以外には適用されない。

ウ：みなし相続財産として課税対象になり得る。

エ：ならない。

総合解説：死亡保険金の非課税限度額は相続人が取得した場合に適用。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0070 / 2

法定相続人が配偶者と子1人の計2人の場合、相続人が受け取る死亡退職金の非課税限度額はいくらか。

ア．500万円

イ．1,000万円

ウ．2,000万円

エ．3,000万円

答え・解説 正答：イ

ア：1人分。

イ：500万円×2人＝1,000万円。

ウ：1人1,000万円と誤認。

エ：基礎控除と混同。

総合解説：500万円×2人＝1,000万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0071 / 2

相続税の課税価格計算で遺産総額から控除できる債務として最も適切なものはどれか。

ア．相続人が死亡後に自分のために借りた借入金
イ．非課税財産である墓地の未払購入代金
ウ．被相続人が死亡時に負担していた確実な借入金や未払金
エ．相続人自身の住宅ローン

答え・解説 正答：ウ

ア：被相続人の債務ではない。
イ：原則控除できない。
ウ：確実な債務は債務控除の対象。
エ：被相続人の債務ではない。
総合解説：確実な債務は債務控除の対象。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0072 / 2

相続税の計算における葬式費用について最も適切な説明はどれか。

ア．葬式費用は一切控除できない。
イ．葬式費用は基礎控除3,000万円に含まれるため別に控除できない。
ウ．相続人の結婚式費用も葬式費用として控除できる。
エ．一定の相続人等が負担した通常の葬式費用は遺産総額から控除できる。

答え・解説 正答：エ

ア：一定範囲で控除可能。
イ：別枠で課税価格計算上控除。
ウ：対象外。
エ：葬式費用は債務ではないが相続税計算上控除できる。
総合解説：葬式費用は債務ではないが相続税計算上控除できる。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0073 / 3

相続税がかからない財産として原則最も適切なものはどれか。

ア．墓所、仏壇、祭具など日常礼拝の用に供する一定の財産
イ．投資目的で保有する金地金
ウ．被相続人名義の上場株式
エ．賃貸アパート

答え・解説 正答：ア

ア：一定の祭祀財産は非課税。
イ：原則課税財産。
ウ：原則課税財産。
エ：原則課税財産。
総合解説：一定の祭祀財産は非課税。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0074 / 3

相続財産8,000万円、みなし相続財産1,000万円、控除可能な債務500万円、控除可能な葬式費用200万円とする。他の加算・非課税を無視した正味の遺産額はいくらか。

ア．9,000万円
イ．8,300万円
ウ．7,300万円
エ．8,700万円

答え・解説 正答：イ

ア：債務・葬式費用を控除していない。
イ：8,000＋1,000－500－200＝8,300万円。
ウ：みなし相続財産を加算していない。
エ：葬式費用の符号等が異なる。
総合解説：8,000＋1,000－500－200＝8,300万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0075 / 1

相続税の総額を計算する基本的な手順として最も適切なものはどれか。

ア．各人の実際の取得額へ直接一律10%を掛けて合計する。

イ．遺産総額へ最高税率55%を一律に掛ける。

ウ．課税遺産総額を法定相続分で仮分けし、各法定相続人の取得金額に税率を適用して算出税額を合計する。

エ．基礎控除前の財産を相続人数で単純均等割するだけ。

答え・解説 正答：ウ

ア：速算税率は累進で総額計算手順も異なる。

イ：累進税率。

ウ：実際の分割割合とは別に一度法定相続分で計算する。

エ：法定相続分を用いる。

総合解説：実際の分割割合とは別に一度法定相続分で計算する。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0076 / 1

法定相続分に応ずる取得金額が800万円の場合の算出税額はいくらか。

ア．30万円

イ．120万円

ウ．400万円

エ．80万円

答え・解説 正答：エ

ア：控除額を誤って差し引いている。

イ：15%だけを掛けている。

ウ：50%で計算。

エ：1,000万円以下は税率10%、控除額0。800万円×10%＝80万円。

総合解説：1,000万円以下は税率10%、控除額0。800万円×10%＝80万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0077 / 1

法定相続分に応ずる取得金額が2,000万円の場合、税率15%・控除額50万円を用いた算出税額はいくらか。

ア．250万円
イ．300万円
ウ．150万円
エ．350万円

答え・解説 正答：ア

ア：2,000万円×15%−50万円＝250万円。
イ：控除額を差し引いていない。
ウ：計算が異なる。
エ：控除額を加算している。
総合解説：2,000万円×15%−50万円＝250万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0078 / 2

課税遺産総額4,000万円、法定相続人が配偶者と子1人とする。各2,000万円を法定相続分で取得したものとして税率15%・控除50万円を適用すると、相続税の総額はいくらか。

ア．250万円
イ．500万円
ウ．600万円
エ．800万円

答え・解説 正答：イ

ア：1人分のみ。
イ：各人250万円、2人合計500万円。
ウ：控除を考慮していない。
エ：20%一律で計算。
総合解説：各人250万円、2人合計500万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0079 / 2

相続税の総額が1,000万円、課税価格の合計1億円で、Aが実際に4,000万円取得した。2割加算や税額控除前のAの相続税額はいくらか。

ア．1,000万円
イ．600万円
ウ．400万円
エ．40万円

答え・解説 正答：ウ

ア：総額全部をAに割り当てている。
イ：取得割合を逆にしている。
ウ：1,000万円×4,000万円÷1億円＝400万円。
エ：桁を誤っている。
総合解説：1,000万円×4,000万円÷1億円＝400万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0080 / 2

相続税額の2割加算の対象となる者として、一般に最も適切なものはどれか。

ア．被相続人の配偶者
イ．被相続人の実子
ウ．代襲相続人となった孫
エ．被相続人の兄弟姉妹

答え・解説 正答：エ

ア：対象外。
イ：一親等の血族で対象外。
ウ：一定の代襲孫は対象外。
エ：配偶者および一親等の血族等以外は原則2割加算対象。
総合解説：配偶者および一親等の血族等以外は原則2割加算対象。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0081 / 2

兄弟姉妹が財産を取得し、税額控除前の相続税額が300万円である場合、2割加算額はいくらか。

ア．60万円
イ．30万円
ウ．300万円
エ．360万円

答え・解説 正答：ア

ア：300万円×20%＝60万円。
イ：10%。
ウ：本税額そのもの。
エ：加算後税額であり加算額ではない。
総合解説：300万円×20%＝60万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0082 / 2

被相続人の子が相続開始前に死亡しており、その子の子である孫が代襲相続人として財産を取得した場合の2割加算として原則最も適切なものはどれか。

ア．孫なので必ず2割加算される。
イ．代襲相続人である孫は2割加算の対象外となる。
ウ．相続税自体が非課税になる。
エ．配偶者の税額軽減が自動適用される。

答え・解説 正答：イ

ア：代襲孫は例外。
イ：一親等血族の代襲相続人となった直系卑属は加算対象外。
ウ：2割加算対象外でも税額は生じ得る。
エ：配偶者ではない。
総合解説：一親等血族の代襲相続人となった直系卑属は加算対象外。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0083 / 3

被相続人の孫を養子にしており、その孫が代襲相続人ではない場合、当該養子孫の相続税額の2割加算について原則最も適切なものはどれか。

ア．養子なので必ず対象外。
イ．相続税基礎控除が2倍になる。
ウ．2割加算の対象となる。
エ．財産を取得しても相続税の納税義務はない。

答え・解説 正答：ウ

ア：孫養子には例外がある。
イ：そのような制度ではない。
ウ：孫養子は一親等の法定血族でも、代襲相続人でない場合は2割加算対象。
エ：課税され得る。
総合解説：孫養子は一親等の法定血族でも、代襲相続人でない場合は2割加算対象。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0084 / 3

税額控除前の相続税額が兄弟姉妹Aに400万円按分された場合、2割加算後の税額はいくらか。

ア．320万円
イ．420万円
ウ．800万円
エ．480万円

答え・解説 正答：エ

ア：2割を減額している。
イ：5%加算。
ウ：2倍している。
エ：400万円＋400万円×20%＝480万円。
総合解説：400万円＋400万円×20%＝480万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0085 / 1

配偶者の相続税額の軽減について、配偶者が実際に取得した正味の遺産額がどの範囲までなら原則相続税がかからないか。

ア．1億6,000万円または配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額まで

イ．必ず3,000万円まで

ウ．必ず法定相続分の半分まで

エ．上限500万円まで

答え・解説 正答：ア

ア：配偶者保護の代表的税額軽減。

イ：基礎控除と混同。

ウ：異なる。

エ：保険非課税枠と混同。

総合解説：配偶者保護の代表的税額軽減。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0086 / 1

相続税申告期限までに遺産分割が確定していない財産について、配偶者の税額軽減の原則的な扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．未分割でも配偶者が全財産を取得したものとして必ず軽減する。

イ．原則として未分割財産は配偶者の税額軽減の対象とならないが、一定の手続後に分割すれば適用できる場合がある。

ウ．未分割なら相続税申告自体が不要になる。

エ．未分割財産は国庫帰属する。

答え・解説 正答：イ

ア：原則対象外。

イ：実際に取得した財産を基に計算する制度。

ウ：申告期限は原則変わらない。

エ：しない。

総合解説：実際に取得した財産を基に計算する制度。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0087 / 1

配偶者の税額軽減を適用した結果、配偶者の納付税額が0円になる場合について最も適切な説明はどれか。

ア．税額が0円なら軽減制度の申告は絶対不要。
イ．配偶者は相続税申告を法律上行えない。
ウ．この軽減の適用を受けるため相続税の申告書提出が必要となる場合がある。
エ．配偶者軽減は自動的に住民税へ適用される制度である。

答え・解説 正答：ウ

ア：適用のため申告が必要。
イ：行う。
ウ：税額軽減の適用には申告手続が必要。
エ：相続税制度。
総合解説：税額軽減の適用には申告手続が必要。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0088 / 2

相続開始時に15歳の法定相続人が未成年者控除の要件を満たす場合、控除額はいくらか。過去の控除利用はないものとする。

ア．15万円
イ．50万円
ウ．300万円
エ．30万円

答え・解説 正答：エ

ア：年齢そのものを掛けている。
イ：5年としている。
ウ：1年100万円と誤認。
エ：18歳まで3年×10万円＝30万円。
総合解説：18歳まで3年×10万円＝30万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0089 / 2

相続開始時に17歳2か月の法定相続人が未成年者控除の要件を満たす場合、過去利用なしとして控除額はいくらか。

ア．10万円
イ．0円
ウ．8万円
エ．20万円

答え・解説 正答：ア

ア：18歳までの期間に1年未満の端数があるときは1年として計算する。
イ：18歳未満なので控除対象。
ウ：月割りではない。
エ：2年とはしない。
総合解説：18歳までの期間に1年未満の端数があるときは1年として計算する。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0090 / 2

80歳の一般障害者が法定相続人として財産を取得した。過去に障害者控除を受けていない場合、相続税から差し引ける障害者控除額はいくらか。

ア．20万円
イ．50万円
ウ．80万円
エ．100万円

答え・解説 正答：イ

ア：年数を反映していない。
イ：85歳まで5年×10万円＝50万円。
ウ：年齢を掛けている。
エ：特別障害者の年額20万円と混同。
総合解説：85歳まで5年×10万円＝50万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0091 / 2

法定相続人である82歳の特別障害者について、85歳までの年数を用いて算定する障害者控除額として正しいものはどれか。

ア．30万円
イ．40万円
ウ．60万円
エ．164万円

答え・解説 正答：ウ

ア：一般障害者の年額10万円で計算。
イ：2年としている。
ウ：85歳まで3年×20万円＝60万円。
エ：年齢を基礎にしている。
総合解説：85歳まで3年×20万円＝60万円。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0092 / 3

未成年者控除または障害者控除の額が本人の相続税額を上回り、控除しきれない場合の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．未控除額は必ず現金で国から還付される。
イ．未控除額は消滅し、他者には一切使えない。
ウ．未控除額は固定資産税へ自動振替される。
エ．一定の未控除額をその者の扶養義務者の相続税額から控除できる場合がある。

答え・解説 正答：エ

ア：そのような一般的還付ではない。
イ：扶養義務者から控除できる場合がある。
ウ：別税目。
エ：未成年者控除・障害者控除には扶養義務者への控除余額の移転規定がある。
総合解説：未成年者控除・障害者控除には扶養義務者への控除余額の移転規定がある。 FP2級では、民法上の相続人・遺言・遺産分割のルールと、相続税法上の法定相続人数・非課税枠・税額控除を混同せずに判断することが重要である。

問題 0093 / 1

個人から財産の贈与を受けた場合、贈与税を申告・納税する主体として原則最も適切なものはどれか。

ア．財産を贈与により取得した受贈者
イ．財産を渡した贈与者だけ
ウ．受贈者の勤務先
エ．贈与契約を作成した司法書士

答え・解説 正答：ア

ア：贈与税は原則として財産をもらった受贈者に課される。
イ：贈与税の納税義務者は原則受贈者。
ウ：勤務先が納税義務者になる制度ではない。
エ：専門家が納税義務者になるわけではない。
総合解説：贈与税は原則として財産をもらった受贈者に課される。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0094 / 1

贈与税の暦年課税における基礎控除額として最も適切なものはどれか。

ア．年間60万円
イ．年間110万円
ウ．贈与者1人につき年間110万円
エ．年間2,500万円

答え・解説 正答：イ

ア：現行額ではない。
イ：暦年課税では1年間の贈与財産の合計額から110万円を控除する。
ウ：受贈者単位で1年間110万円。
エ：相続時精算課税の特別控除と混同。
総合解説：暦年課税では1年間の贈与財産の合計額から110万円を控除する。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0095 / 1

同じ年に父から100万円、母から100万円の現金贈与を受け、すべて暦年課税とする。他に贈与がない場合の基礎控除後の課税価格はいくらか。

ア．0円
イ．100万円
ウ．90万円
エ．200万円

答え・解説 正答：ウ

ア：贈与者ごとに110万円控除するのではない。
イ：計算が異なる。
ウ：受贈者単位で合計200万円－基礎控除110万円＝90万円。
エ：基礎控除を反映していない。
総合解説：受贈者単位で合計200万円－基礎控除110万円＝90万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0096 / 2

暦年課税の特例税率が適用される「特例贈与財産」の代表例として最も適切なものはどれか。

ア．配偶者から受けるすべての贈与
イ．兄弟姉妹から受けるすべての贈与
ウ．法人から受ける財産
エ．18歳以上の者が直系尊属である父母・祖父母などから受ける一定の贈与

答え・解説 正答：エ

ア：通常は一般税率。
イ：直系尊属からの贈与ではない。
ウ：法人からの贈与は原則所得税の対象。
エ：一定の直系尊属から18歳以上の受贈者への贈与には特例税率が適用される。
総合解説：一定の直系尊属から18歳以上の受贈者への贈与には特例税率が適用される。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0097 / 2

20歳の子が父から500万円の現金贈与を受け、特例税率が適用される。基礎控除後390万円に税率15%、控除額10万円を適用した贈与税額はいくらか。

ア．48万5,000円
イ．39万円
ウ．58万5,000円
エ．78万円

答え・解説 正答：ア

ア：390万円×15%−10万円＝48万5,000円。
イ：10%のみで計算している。
ウ：控除額10万円を差し引いていない。
エ：20%をそのまま掛けている。
総合解説：390万円×15%−10万円＝48万5,000円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0098 / 2

兄から500万円の贈与を受け、一般税率を適用する。基礎控除後390万円に税率20%、控除額25万円を適用した贈与税額はいくらか。

ア．78万円
イ．53万円
ウ．48万5,000円
エ．25万円

答え・解説 正答：イ

ア：控除額25万円を差し引いていない。
イ：390万円×20%−25万円＝53万円。
ウ：特例税率で計算した額。
エ：控除額そのもの。
総合解説：390万円×20%−25万円＝53万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0099 / 2

贈与税の申告・納税期間として原則最も適切なものはどれか。

ア．贈与を受けた年の12月31日まで
イ．翌年1月1日から1月31日まで
ウ．贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで
エ．相続開始後10か月以内

答え・解説 正答：ウ

ア：翌年に申告する。
イ：申告期間と異なる。
ウ：贈与税は翌年2月1日から3月15日までに申告・納税する。
エ：相続税の申告期限と混同。
総合解説：贈与税は翌年2月1日から3月15日までに申告・納税する。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0100 / 2

個人が会社から無償で財産を受け取った場合の課税関係として原則最も適切なものはどれか。

ア．必ず贈与税だけが課される。
イ．相続税だけが課される。
ウ．一切課税されない。
エ．贈与税ではなく所得税の課税対象となる。

答え・解説 正答：エ

ア：法人からの贈与は所得税。
イ：相続ではない。
ウ：原則所得税対象。
エ：贈与税は原則として個人から個人への贈与を対象とし、法人からの贈与は所得税の対象。
総合解説：贈与税は原則として個人から個人への贈与を対象とし、法人からの贈与は所得税の対象。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0101 / 3

暦年課税で贈与税額を計算する際の期間として最も適切なものはどれか。

ア．毎年1月1日から12月31日までの1年間

イ．贈与を受けた日から365日間

ウ．4月1日から翌年3月31日

エ．受贈者が自由に選ぶ12か月

答え・解説 正答：ア

ア：暦年単位で受贈額を合計する。

イ：暦年単位。

ウ：会計年度ではない。

エ：選択制ではない。

総合解説：暦年単位で受贈額を合計する。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0102 / 3

2026年に祖父から300万円、叔父から200万円の贈与を受けた。いずれも暦年課税とする場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．祖父分と叔父分の双方から110万円ずつ控除する。

イ．受贈額500万円を合計し、基礎控除110万円を控除したうえで、財産ごとの税率区分を踏まえて税額を計算する。

ウ．叔父からの贈与も直系尊属なので特例税率となる。

エ．贈与者が2人以上なら贈与税は非課税になる。

答え・解説 正答：イ

ア：基礎控除は合計で110万円。

イ：基礎控除は受贈者単位で110万円で、一般・特例贈与財産が混在すれば所定の按分計算を行う。

ウ：叔父は直系尊属ではない。

エ：そのような制度ではない。

総合解説：基礎控除は受贈者単位で110万円で、一般・特例贈与財産が混在すれば所定の按分計算を行う。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0103 / 1

相続時精算課税を選択できる原則的な組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．40歳以上の兄弟から18歳以上の弟妹への贈与
イ．年齢に関係なく友人間の贈与
ウ．60歳以上の父母・祖父母などから18歳以上の子・孫などへの贈与
エ．法人から役員への贈与

答え・解説 正答：ウ

ア：原則対象関係ではない。
イ：原則対象外。
ウ：年齢は贈与年1月1日現在で判定するのが原則。
エ：相続時精算課税の対象ではない。
総合解説：年齢は贈与年1月1日現在で判定するのが原則。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0104 / 1

父と母の双方から贈与を受ける場合の相続時精算課税の選択について、最も適切な説明はどれか。

ア．一度選ぶとすべての贈与者に自動適用される。
イ．父母の双方について同時に選択しなければ無効。
ウ．受贈者ごとではなく税務署が贈与者を指定する。
エ．贈与者ごとに相続時精算課税を選択できる。

答え・解説 正答：エ

ア：贈与者ごとの選択。
イ：片方だけでも可能。
ウ：納税者が要件の下で選択する。
エ：父だけ選択し母は暦年課税とするなど、贈与者ごとに選択可能。
総合解説：父だけ選択し母は暦年課税とするなど、贈与者ごとに選択可能。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0105 / 1

相続時精算課税をある贈与者について一度選択した後の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．その贈与者からの以後の贈与について暦年課税へ戻すことはできない。
イ．翌年から自由に暦年課税へ戻せる。
ウ．3年経過すれば自動的に暦年課税へ戻る。
エ．贈与額が110万円以下なら選択自体が消滅する。

答え・解説 正答：ア

ア：選択した年分以後、その特定贈与者からの贈与は相続時精算課税が継続。
イ：戻せない。
ウ：その制度はない。
エ：選択は継続する。
総合解説：選択した年分以後、その特定贈与者からの贈与は相続時精算課税が継続。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0106 / 2

2024年1月1日以後の贈与に係る相続時精算課税の基礎控除額として最も適切なものはどれか。

ア．贈与者1人につき毎年2,500万円
イ．受贈者1人につき年間110万円
ウ．年間60万円
エ．基礎控除は存在しない

答え・解説 正答：イ

ア：2,500万円は累積の特別控除。
イ：相続時精算課税にも年110万円の基礎控除が創設された。
ウ：現行額ではない。
エ：2024年以後の贈与には110万円控除がある。
総合解説：相続時精算課税にも年110万円の基礎控除が創設された。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0107 / 2

同一年に父と母の双方から相続時精算課税による贈与を受ける場合の110万円基礎控除について最も適切なものはどれか。

ア．父110万円、母110万円の合計220万円を控除する。

イ．基礎控除はどちらにも使えない。

ウ．受贈者単位で年間110万円を、各特定贈与者からの贈与額に応じて按分する。

エ．贈与者が2人なら基礎控除額は55万円に固定される。

答え・解説 正答：ウ

ア：合計110万円を按分する。

イ：利用できる。

ウ：110万円は特定贈与者ごとではなく受贈者ごとに1年間で110万円。

エ：贈与額割合に応じて按分。

総合解説：110万円は特定贈与者ごとではなく受贈者ごとに1年間で110万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0108 / 2

相続時精算課税の特別控除額について最も適切な説明はどれか。

ア．毎年2,500万円ずつ新たに控除できる。

イ．受贈者全体で一生に110万円だけ。

ウ．配偶者控除と同じ2,000万円が上限。

エ．特定贈与者ごとに累積2,500万円までで、前年までに使用した額があれば残額が限度となる。

答え・解説 正答：エ

ア：累積枠。

イ：制度が異なる。

ウ：2,500万円。

エ：2,500万円は毎年復活する控除ではなく、贈与者ごとの累積枠。

総合解説：2,500万円は毎年復活する控除ではなく、贈与者ごとの累積枠。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0109 / 2

相続時精算課税で年間110万円の基礎控除と残存する特別控除2,500万円を差し引いた後の課税価格が500万円である場合、贈与税額はいくらか。

ア．100万円
イ．50万円
ウ．75万円
エ．125万円

答え・解説 正答：ア

ア：相続時精算課税は特別控除後の課税価格に一律20%。500万円×20%＝100万円。
イ：10%。
ウ：15%。
エ：25%。
総合解説：相続時精算課税は特別控除後の課税価格に一律20%。500万円×20%＝100万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0110 / 3

初めて相続時精算課税を選択する場合の手続として最も適切なものはどれか。

ア．贈与時に市区町村へ住民票だけ提出すればよい。
イ．原則として贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに相続時精算課税選択届出書等を提出する。
ウ．贈与者死亡後10か月以内に初めて選択する。
エ．選択届出書は不要で自動適用される。

答え・解説 正答：イ

ア：税務署への届出等が必要。
イ：制度選択には所定の届出手続が必要。
ウ：原則贈与年の翌年に選択。
エ：自動適用ではない。
総合解説：制度選択には所定の届出手続が必要。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0111 / 3

2024年以後に相続時精算課税で贈与を受け、その特定贈与者が後に死亡した場合の相続税計算として最も適切なものはどれか。

ア．贈与財産は相続税計算に一切加算しない。

イ．110万円以下の部分も含め毎年の贈与額全額を必ず加算する。

ウ．各年の贈与時価額から相続時精算課税の年110万円基礎控除を控除した残額を相続財産に加算し、既納付の贈与税相当額を相続税額から控除する。

エ．既に納めた贈与税は相続税から控除できない。

答え・解説 正答：ウ

ア：精算制度なので加算する。

イ：2024年以後は基礎控除後の残額。

ウ：2024年以後の贈与は年110万円控除後の残額が相続時に加算される。

エ：相当額を控除する。

総合解説：2024年以後の贈与は年110万円控除後の残額が相続時に加算される。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0112 / 1

2026年中に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、省エネ等住宅を取得する場合の非課税限度額として最も適切なものはどれか。

ア．500万円

イ．1,500万円

ウ．2,000万円

エ．1,000万円

答え・解説 正答：エ

ア：省エネ等住宅以外の住宅の限度額。

イ：教育資金一括贈与の旧限度額と混同。

ウ：贈与税配偶者控除と混同。

エ：省エネ等住宅は受贈者ごとに1,000万円まで。

総合解説：省エネ等住宅は受贈者ごとに1,000万円まで。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0113 / 1

2026年中の住宅取得等資金の贈与で、省エネ等住宅に該当しない住宅の非課税限度額として最も適切なものはどれか。

ア．500万円
イ．100万円
ウ．1,000万円
エ．2,500万円

答え・解説 正答：ア

ア：その他の住宅は500万円まで。
イ：現行額ではない。
ウ：省エネ等住宅。
エ：相続時精算課税特別控除。
総合解説：その他の住宅は500万円まで。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0114 / 2

住宅取得等資金の贈与税非課税について、2026年4月1日時点の適用期限として最も適切なものはどれか。

ア．2026年3月31日で終了済み。
イ．2026年12月31日までの贈与が対象となる制度である。
ウ．期限のない恒久制度である。
エ．2030年12月31日までと確定している。

答え・解説 正答：イ

ア：教育資金一括贈与と混同。
イ：現行制度は2024年1月1日から2026年12月31日まで。
ウ：期限付き特例。
エ：現行適用期限ではない。
総合解説：現行制度は2024年1月1日から2026年12月31日まで。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0115 / 2

住宅取得等資金の非課税特例を暦年課税で利用する場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．住宅特例を使うと基礎控除110万円は必ず消滅する。
イ．住宅特例は相続時精算課税でしか使えない。
ウ．非課税限度額とは別に、暦年課税の基礎控除110万円を適用できる場合がある。
エ．住宅特例を使うと贈与税申告は法律上禁止される。

答え・解説 正答：ウ

ア：別枠で適用可能。
イ：暦年課税でも利用可能。
ウ：住宅取得資金の非課税枠と基礎控除は別枠。
エ：特例適用には申告が必要。
総合解説：住宅取得資金の非課税枠と基礎控除は別枠。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0116 / 2

婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産等を贈与した場合の贈与税の配偶者控除額として最も適切なものはどれか。

ア．最高500万円
イ．最高1,000万円
ウ．最高2,500万円
エ．基礎控除110万円のほかに最高2,000万円

答え・解説 正答：エ

ア：住宅取得等資金の一般住宅枠と混同。
イ：省エネ等住宅非課税と混同。
ウ：相続時精算課税の特別控除。
エ：一定要件を満たせば最高2,000万円を追加控除。
総合解説：一定要件を満たせば最高2,000万円を追加控除。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0117 / 2

贈与税の配偶者控除の主な要件である婚姻期間として最も適切なものはどれか。

ア．20年以上
イ．5年以上
ウ．10年以上
エ．30年以上

答え・解説 正答：ア

ア：婚姻期間20年以上の夫婦が対象。
イ：短い。
ウ：短い。
エ：20年以上で足りる。
総合解説：婚姻期間20年以上の夫婦が対象。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0118 / 2

直系尊属からの教育資金一括贈与の非課税制度について、2026年4月1日時点の新規適用として最も適切なものはどれか。

ア．2026年4月1日から新制度として開始した。
イ．2026年3月31日で適用期限が終了したため、2026年4月1日以後の新規贈与には適用できない。
ウ．2030年まで自動延長された。
エ．住宅取得等資金の非課税と統合されて継続する。

答え・解説 正答：イ

ア：終了した。
イ：令和8年度改正で延長されず終了した。
ウ：延長されていない。
エ：別制度で終了。
総合解説：令和8年度改正で延長されず終了した。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0119 / 3

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度について、2026年4月1日時点で最も適切な説明はどれか。

ア．2026年3月31日で教育資金制度と同時に終了した。

イ．非課税限度額は一律2,500万円である。

ウ．一定の要件を満たす18歳以上50歳未満の受贈者について、1,000万円までの非課税制度が2027年3月31日まで設けられている。

エ．受贈者の年齢要件は一切ない。

答え・解説 正答：ウ

ア：結婚・子育て資金は2027年3月31日まで。

イ：1,000万円。

ウ：教育資金制度とは異なり、結婚・子育て資金の制度は2026年度中も存続。

エ：年齢要件がある。

総合解説：教育資金制度とは異なり、結婚・子育て資金の制度は2026年度中も存続。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0120 / 3

2026年に祖父から住宅購入資金の贈与を受ける25歳の孫が、省エネ等住宅を取得する予定である。制度選択として最も適切なものはどれか。

ア．教育資金一括贈与1,500万円非課税を住宅購入に使う。

イ．贈与税配偶者控除2,000万円を孫が使う。

ウ．住宅取得資金の非課税は2026年3月31日で終了している。

エ．住宅取得等資金の1,000万円非課税を検討し、要件を満たせば暦年課税または相続時精算課税との組合せも検討する。

答え・解説 正答：エ

ア：教育資金制度は住宅購入目的ではないうえ新規適用終了。

イ：配偶者間の特例。

ウ：2026年12月31日まで。

エ：住宅非課税は独立した特例で、所定要件の下で課税方式との組合せを検討する。

総合解説：住宅非課税は独立した特例で、所定要件の下で課税方式との組合せを検討する。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0121 / 1

相続税・贈与税において、路線価が定められている宅地の評価方法として原則最も適切なものはどれか。

ア．路線価方式
イ．倍率方式のみ
ウ．固定資産税評価額だけをそのまま使う
エ．取得価額方式

答え・解説 正答：ア

ア：路線価に地積や各種補正率等を反映して評価する。
イ：路線価がない地域で用いる。
ウ：路線価地域では原則路線価方式。
エ：購入価格をそのまま使う制度ではない。
総合解説：路線価に地積や各種補正率等を反映して評価する。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0122 / 1

路線価が定められていない地域の宅地を評価する倍率方式として最も適切なものはどれか。

ア．売買価格に一律80%を乗じる。
イ．固定資産税評価額に評価倍率表の倍率を乗じて評価する。
ウ．路線価に地積を乗じる。
エ．固定資産税額に10倍する。

答え・解説 正答：イ

ア：倍率方式ではない。
イ：倍率方式は固定資産税評価額×所定倍率。
ウ：路線価方式。
エ：税額ではなく評価額を用いる。
総合解説：倍率方式は固定資産税評価額×所定倍率。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0123 / 1

1㎡当たり路線価が30万円、地積200㎡の整形地で、補正を一切考慮しない場合の自用地評価額はいくらか。

ア．600万円
イ．3,000万円
ウ．6,000万円
エ．6億円

答え・解説 正答：ウ

ア：桁が1つ小さい。
イ：面積を100㎡としている。
ウ：30万円×200㎡＝6,000万円。
エ：桁が1つ大きい。
総合解説：30万円×200㎡＝6,000万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0124 / 2

固定資産税評価額2,000万円、評価倍率1.1倍の土地を倍率方式で評価する場合の評価額はいくらか。

ア．1,800万円
イ．2,000万円
ウ．2,100万円
エ．2,200万円

答え・解説 正答：エ

ア：0.9倍。
イ：倍率を反映していない。
ウ：1.05倍相当。
エ：2,000万円×1.1＝2,200万円。
総合解説：2,000万円×1.1＝2,200万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0125 / 2

自用地としての価額5,000万円、借地権割合60%の普通借地権の価額として、単純化した計算で最も適切なものはどれか。

ア．3,000万円
イ．2,000万円
ウ．5,000万円
エ．8,000万円

答え・解説 正答：ア

ア：5,000万円×60%＝3,000万円。
イ：貸宅地側の残価額に相当。
ウ：借地権割合を反映していない。
エ：加算している。
総合解説：5,000万円×60%＝3,000万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0126 / 2

自用地価額5,000万円、借地権割合60%の普通借地権が設定された貸宅地について、単純な原則計算による評価額はいくらか。

ア．3,000万円
イ．2,000万円
ウ．4,000万円
エ．5,000万円

答え・解説 正答：イ

ア：3,000万円は借地権の価額であり、土地所有者側の貸宅地価額ではない。
イ：自用地価額5,000万円から借地権価額3,000万円を控除するため、貸宅地評価額は2,000万円。
ウ：借地権割合を20%として計算した場合に近く、本問の60%を反映していない。
エ：自用地価額のままで、借地権による権利負担を反映していない。
総合解説：自用地価額5,000万円－借地権価額3,000万円＝2,000万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0127 / 2

自用地価額1億円、借地権割合60%、借家権割合30%、賃貸割合100%の貸家建付地の評価額はいくらか。

ア．1,800万円
イ．7,000万円
ウ．8,200万円
エ．4,000万円

答え・解説 正答：ウ

ア：控除額そのもの。
イ：借家権割合だけを控除している。
ウ：1億円－1億円×60%×30%×100%＝8,200万円。
エ：借地権割合だけを控除している。
総合解説：1億円－1億円×60%×30%×100%＝8,200万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0128 / 2

固定資産税評価額2,000万円、借家権割合30%、賃貸割合100%の貸家の評価額はいくらか。

ア．600万円
イ．2,000万円
ウ．1,000万円
エ．1,400万円

答え・解説 正答：エ

ア：控除額。
イ：賃貸による減額を反映していない。
ウ：50%で評価している。
エ：2,000万円－2,000万円×30%×100%＝1,400万円。
総合解説：2,000万円－2,000万円×30%×100%＝1,400万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0129 / 2

小規模宅地等の特例で、特定居住用宅地等の限度面積と減額割合の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．330㎡まで・80%減額
イ．200㎡まで・50%減額
ウ．400㎡まで・80%減額
エ．330㎡まで・50%減額

答え・解説 正答：ア

ア：一定要件を満たす特定居住用宅地等は330㎡まで80%減額。
イ：貸付事業用宅地等。
ウ：特定事業用宅地等。
エ：割合が異なる。
総合解説：一定要件を満たす特定居住用宅地等は330㎡まで80%減額。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0130 / 3

被相続人が営んでいた貸付事業以外の事業の敷地が、特定事業用宅地等の要件を満たす。この宅地に適用できる限度面積と減額割合はどれか。

ア．330㎡まで・80%減額
イ．400㎡まで・80%減額
ウ．200㎡まで・50%減額
エ．400㎡まで・50%減額

答え・解説 正答：イ

ア：特定居住用宅地等。
イ：貸付事業以外の一定の事業用宅地等は400㎡まで80%減額。
ウ：貸付事業用宅地等。
エ：減額割合が異なる。
総合解説：貸付事業以外の一定の事業用宅地等は400㎡まで80%減額。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0131 / 3

賃貸アパートの敷地が小規模宅地等の特例における貸付事業用宅地等の要件を満たす場合、適用限度と減額割合の組合せとして正しいものはどれか。

ア．330㎡まで・80%減額
イ．400㎡まで・80%減額
ウ．200㎡まで・50%減額
エ．200㎡まで・80%減額

答え・解説 正答：ウ

ア：居住用。
イ：事業用等。
ウ：貸付事業用宅地等は200㎡まで50%減額。
エ：割合が異なる。
総合解説：貸付事業用宅地等は200㎡まで50%減額。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0132 / 3

相続税評価額6,000万円の特定居住用宅地等について、面積全体が330㎡以内で80%減額の要件を満たすとする。特例適用後の課税価格算入額はいくらか。

ア．4,800万円
イ．3,000万円
ウ．0円
エ．1,200万円

答え・解説 正答：エ

ア：減額される金額。
イ：50%減額としている。
ウ：80%減額であり100%減額ではない。
エ：6,000万円×（1−80%）＝1,200万円。
総合解説：6,000万円×（1−80%）＝1,200万円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0133 / 1

相続税評価における上場株式の評価として最も適切なものはどれか。

ア．原則、課税時期の最終価格と、課税時期の月・前月・前々月の各月平均額のうち最も低い価額で評価できる。

イ．取得時の購入単価だけで評価する。

ウ．額面金額だけで評価する。

エ．課税時期から1年後の株価で評価する。

答え・解説 正答：ア

ア：上場株式は課税時期の最終価格を基本とし、直前3か月の月平均との比較特例がある。

イ：取得価額ではない。

ウ：市場価格を基礎とする。

エ：将来価格は用いない。

総合解説：上場株式は課税時期の最終価格を基本とし、直前3か月の月平均との比較特例がある。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0134 / 1

相続開始日の終値2,100円、当月平均2,000円、前月平均1,900円、前々月平均2,050円の上場株式について、1株当たりの相続税評価額はいくらか。

ア．2,100円

イ．1,900円

ウ．2,000円

エ．2,050円

答え・解説 正答：イ

ア：終値だけを用いている。

イ：4つの価額のうち最も低い1,900円。

ウ：最安値ではない。

エ：最安値ではない。

総合解説：4つの価額のうち最も低い1,900円。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0135 / 1

同族株主が、規模区分上「大会社」に該当する非上場会社の株式を相続した。原則的評価方式として用いられるものはどれか。

ア．純資産価額方式だけ
イ．配当還元方式
ウ．類似業種比準方式
エ．路線価方式

答え・解説 正答：ウ

ア：小会社の原則。
イ：同族株主以外の少数株主等の特例方式。
ウ：大会社は原則類似業種比準方式。
エ：土地評価方式。
総合解説：大会社は原則類似業種比準方式。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0136 / 2

相続した非上場株式の発行会社が規模区分上「小会社」で、取得者が同族株主等である。原則的な評価方式はどれか。

ア．類似業種比準方式だけ
イ．配当還元方式だけ
ウ．時価公示方式
エ．純資産価額方式

答え・解説 正答：エ

ア：大会社の原則。
イ：少数株主等の特例方式。
ウ：そのような方式ではない。
エ：小会社は原則純資産価額方式。
総合解説：小会社は原則純資産価額方式。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0137 / 2

非上場会社が規模区分上「中会社」に該当する場合、同族株主等が取得した株式の原則的評価では、どのような方式を用いるか。

ア．類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式

イ．配当還元方式のみ

ウ．固定資産税評価額のみ

エ．額面金額のみ

答え・解説 正答：ア

ア：中会社は大会社と小会社の中間として併用方式。

イ：少数株主等の特例方式。

ウ：株式評価方式ではない。

エ：額面だけでは評価しない。

総合解説：中会社は大会社と小会社の中間として併用方式。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0138 / 2

取引相場のない株式を、一定の同族株主以外の少数株主等が取得した場合の特例的な評価方式として最も適切なものはどれか。

ア．路線価方式

イ．配当還元方式

ウ．原価法

エ．DCF法を必ず使う

答え・解説 正答：イ

ア：土地評価。

イ：経営支配力の小さい少数株主等には配当還元方式が用いられる。

ウ：不動産鑑定。

エ：税法上の特例方式は配当還元方式。

総合解説：経営支配力の小さい少数株主等には配当還元方式が用いられる。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0139 / 2

類似業種比準方式で用いる評価会社の主な3つの比準要素として正しい組合せはどれか。

ア．売上高・従業員年齢・土地面積
イ．配当金額・固定資産税額・借入金利
ウ．1株当たり配当金額・利益金額・純資産価額（簿価）
エ．利益金額・路線価・所得税率

答え・解説 正答：ウ

ア：3要素ではない。
イ：異なる。
ウ：類似業種の株価に、配当・利益・純資産の3要素を比準する。
エ：異なる。
総合解説：類似業種の株価に、配当・利益・純資産の3要素を比準する。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0140 / 3

相続開始時の定期預金の評価として、原則最も適切なものはどれか。

ア．預入残高だけを必ず用い、利子は無視する。
イ．満期時の将来利子を全額加算する。
ウ．購入時の手数料だけで評価する。
エ．預入残高に、解約時に受け取れる既経過利子の税引後相当額を加えて評価する。

答え・解説 正答：エ

ア：定期預金では既経過利子を含める。
イ：課税時期までの既経過分。
ウ：預金評価ではない。
エ：定期預金は元本だけでなく既経過利子も原則評価に含める。
総合解説：定期預金は元本だけでなく既経過利子も原則評価に含める。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0141 / 3

一般的な証券投資信託受益証券の相続税評価について最も適切なものはどれか。

ア．課税時期に解約・買取請求したと仮定した場合に受け取れる価額を基礎に、所定の税・信託財産留保額・手数料等を反映して評価する。

イ．購入時の取得価額で固定する。

ウ．額面100円として一律評価する。

エ．分配金利回りだけで評価する。

答え・解説 正答：ア

ア：投資信託は課税時期の換金価値を基礎に評価する。

イ：課税時期の価額が基礎。

ウ：公社債等と混同。

エ：基準価額等を用いる。

総合解説：投資信託は課税時期の換金価値を基礎に評価する。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0142 / 1

法人版事業承継税制の基本的な対象として最も適切なものはどれか。

ア．上場会社の市場売買株式だけ

イ．一定の非上場会社の株式等を後継者が贈与・相続等により取得する場合の贈与税・相続税

ウ．個人の自宅だけ

エ．給与所得に対する所得税だけ

答え・解説 正答：イ

ア：非上場会社が中心。

イ：中小企業の非上場株式等の承継を税制面で支援する制度。

ウ：会社株式等の制度。

エ：贈与税・相続税の納税猶予制度。

総合解説：中小企業の非上場株式等の承継を税制面で支援する制度。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0143 / 1

法人版事業承継税制の特例措置における納税猶予割合として最も適切なものはどれか。

ア．贈与税50%・相続税50%
イ．相続税80%だけで贈与税は対象外
ウ．贈与税・相続税とも対象税額の100%
エ．常に20%

答え・解説 正答：ウ

ア：異なる。
イ：一般措置の相続税80%等と混同。
ウ：特例措置は納税猶予割合100%。
エ：異なる。
総合解説：特例措置は納税猶予割合100%。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0144 / 1

法人版事業承継税制の特例措置で納税猶予の対象となる非上場株式等の範囲として最も適切なものはどれか。

ア．最大3分の1まで
イ．最大3分の2までに固定
ウ．議決権のない株式だけ
エ．一定の要件の下で全株式が対象となり得る。

答え・解説 正答：エ

ア：誤り。
イ：一般措置と混同。
ウ：そのような限定ではない。
エ：特例措置では一般措置の総株式数3分の2までという制限が撤廃されている。
総合解説：特例措置では一般措置の総株式数3分の2までという制限が撤廃されている。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0145 / 2

法人版事業承継税制の特例措置で想定される後継者について最も適切な説明はどれか。

ア．一定の要件の下で最大3人の後継者への承継が対象となり得る。
イ．後継者は必ず1人に限られる。
ウ．後継者数に上限は一切ない。
エ．親族以外は法律上必ず対象外。

答え・解説 正答：ア

ア：特例措置では複数の株主から最大3人の後継者への承継が可能。
イ：一般措置と混同。
ウ：最大3人。
エ：親族外承継も一定要件で対象になり得る。
総合解説：特例措置では複数の株主から最大3人の後継者への承継が可能。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0146 / 2

2026年度改正後の法人版事業承継税制（特例措置）に係る特例承継計画の提出期限として最も適切なものはどれか。

ア．2026年3月31日
イ．2027年9月30日
ウ．2027年12月31日
エ．2030年3月31日

答え・解説 正答：イ

ア：改正前の期限。
イ：2026年度税制改正で計画提出期限が延長された。
ウ：贈与・相続の適用期限と混同。
エ：現行期限ではない。
総合解説：2026年度税制改正で計画提出期限が延長された。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0147 / 2

法人版事業承継税制の特例措置について、対象となる贈与・相続の適用期限として最も適切なものはどれか。

ア．2026年9月30日まで
イ．2027年9月30日まで
ウ．2027年12月31日まで
エ．期限のない恒久措置

答え・解説 正答：ウ

ア：誤り。
イ：計画提出期限と混同。
ウ：特例措置の対象となる贈与・相続は2027年12月31日まで。
エ：一般措置と異なり特例措置は期限付き。
総合解説：特例措置の対象となる贈与・相続は2027年12月31日まで。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0148 / 2

事業承継税制の「納税猶予」と「免除」の関係について最も適切な説明はどれか。

ア．適用時点で税額が無条件・永久に消滅する。
イ．猶予中は継続届出等の手続が一切不要。
ウ．事業を直ちに廃止しても必ず全額免除される。
エ．要件を満たして制度を継続すれば納税が猶予され、後継者の死亡等の一定事由により猶予税額が免除される場合がある。

答え・解説 正答：エ

ア：まず納税猶予。
イ：継続手続が必要。
ウ：要件違反等では猶予打切りとなる場合がある。
エ：制度は単なる即時非課税ではなく、一定要件の下で猶予し、所定事由で免除する。
総合解説：制度は単なる即時非課税ではなく、一定要件の下で猶予し、所定事由で免除する。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0149 / 2

個人版事業承継税制について最も適切な説明はどれか。

ア．一定の個人事業用資産を後継者が贈与・相続等により取得した場合の贈与税・相続税の納税猶予・免除制度である。

イ．非上場株式だけを対象とする制度

ウ．給与所得者の給与を非課税にする制度

エ．個人事業税を永久に免除する制度

答え・解説 正答：ア

ア：法人版が株式等を対象とするのに対し、個人版は一定の事業用資産を対象とする。

イ：それは法人版。

ウ：無関係。

エ：贈与税・相続税の制度。

総合解説：法人版が株式等を対象とするのに対し、個人版は一定の事業用資産を対象とする。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。

問題 0150 / 3

2026年度改正後の個人版事業承継税制を利用するための個人事業承継計画について、提出期限として最も適切なものはどれか。

ア．2026年3月31日

イ．2028年9月30日

ウ．2027年9月30日

エ．期限は存在しない

答え・解説 正答：イ

ア：改正前の期限。

イ：個人版の計画提出期限は2028年9月30日まで延長されている。

ウ：法人版特例承継計画の期限。

エ：提出期限がある。

総合解説：個人版の計画提出期限は2028年9月30日まで延長されている。 FP2級では、贈与税の課税方式・特例の期限、財産評価の評価方式、事業承継税制の納税猶予要件を区別して判断することが重要である。